

## 新型コロナウイルス感染症の後遺症を発症された方々の 日常を守る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感、倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えています。これらの症状のほか実際に、呼吸困難、集中力、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされています。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過する中、今年の5月8日から、感染法上の分類を2類から5類へ引き下げるなど、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変化する中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療方法等の確立は大変重要な課題となっています。

よって、政府は、新型コロナウイルス感染症の後遺症を発症された方々に寄り添い、一人一人の日常を守るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発症状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群との関連も含めた実態調査を推進すること。
2. 一部医療機関で実施されているBスポット療法（上咽頭擦過療法、EAT）等の検証を進めるとともに、当該療法を標準化し、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療方法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月15日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

厚生労働大臣

財務大臣